

事 務 連 絡

平成21年10月14日

各医療機関の長 殿

茨城県保健福祉部保健予防課長

新型インフルエンザワクチンの配布について

日頃から、新型インフルエンザ対策につきましては、格別のご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回、国から新型インフルエンザワクチンの第1回配布分（本県医療従事者分）として23,400ドーズの割当がありました。しかし、全ての医療従事者に行き渡る量ではないこと、また、各医療機関の必要量を調査する時間的余裕がなかったことから、既存の統計情報に基づき、医療従事者数に一定の係数を掛けるなどの調整を行って、割当量を決定いたしました。

ワクチンは、10月19日から接種できるよう、割当に基づき配送することとなっております。その際は、下記の事項にご留意のうえ、お取扱いいただきますようお願いいたします。

なお、今回配布するワクチンは、医療従事者の1回目の接種用です（2回接種を前提とした場合の1回分）。第2回配布分は、妊婦・基礎疾患のある方用としておりますが、一部については、第1回配布分で不足した医療従事者用にも充てる予定です。また、第3回配布（医療従事者の2回目の接種分）以降については、おってご連絡させていただきます。

また、診療科によっては、配布が次回以降になる医療機関もありますので、ご了承ください。

記

1. 国との契約について

接種にあたっては、国と受託医療機関になる旨の契約を締結する必要があります。契約をしない場合は、接種はできません。

(1) 県医師会に加入している医療機関の場合

県医師会が代表して国と契約を行います。県医師会への委任状の提出が必要ですので、未提出の場合には、速やかにご提出ください。

(2) 医師会未加入の医療機関の場合

国と個別契約を締結する必要があります。医師会に加入していないが、受託医療機関となることを希望する医療機関については、速やかに管轄の保健所・市町村へご連絡ください。

2. ワクチンが不要な場合

受託医療機関となる意思がない、あるいは、診療科によっては、新型インフルエンザ患者を診療しない等の理由により、ワクチン接種を行わない医療機関もあると思われます。

卸業者からの連絡・配送の際に、ワクチンが不要の旨を、卸業者へ申し出ていただき、ワクチンを受け取らないようお願いいたします。

3. ワクチンの接種開始時期について

国との契約の関係上、ワクチン接種は19日以降に行ってください。

4. 問い合わせ先

お問い合わせについては、管轄の保健所までお願いいたします。

【各保健所電話・FAX一覧】

| 保健所名 | 電 話 | F A X |
|----------|--------------|--------------|
| 水戸保健所 | 029-241-0100 | 029-241-5313 |
| ひたちなか保健所 | 029-265-5515 | 029-265-5040 |
| 常陸大宮保健所 | 0295-52-1157 | 0295-52-2865 |
| 日立保健所 | 0294-22-4188 | 0294-24-5132 |
| 鉾田保健所 | 0291-33-2158 | 0291-33-3136 |
| 潮来保健所 | 0299-66-2114 | 0299-66-1613 |
| 竜ヶ崎保健所 | 0297-62-2161 | 0297-64-2693 |
| 土浦保健所 | 029-821-5342 | 029-826-5961 |
| つくば保健所 | 029-851-9287 | 029-851-5680 |
| 筑西保健所 | 0296-24-3911 | 0296-24-3928 |
| 常総保健所 | 0297-22-1351 | 0297-22-8855 |
| 古河保健所 | 0280-32-3021 | 0280-32-4323 |

保健予防課健康危機管理対策室 電 話 029-301-3219

F A X 029-301-6341